

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成24年2月21日(火)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

五十嵐仁，海野フミ子，田中実，中西丈治，西子好之，藤田美枝子，森則夫，山本雅昭(以上学識経験者)，黒柳安生，望月正人(以上弁護士)，大橋玲子(以上検事)，竹花俊徳，生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

田島克彦(事務局長)，古賀正弘(首席家庭裁判所調査官)，吉山博仁(少年首席書記官)，武見敬太郎(裁判官)，浅野桂子(次席家庭裁判所調査官)，萩原勝則(訟廷管理官)

(庶務)

宮澤康弘(総務課長)

4 議事内容等

(1) 意見交換テーマ「少年事件における少年・保護者に対する教育的働きかけ」について

前回に引き続き，意見交換テーマである「少年事件における少年・保護者に対する教育的働きかけ」について，浅野次席家裁調査官から，家庭裁判所で行われている教育的働きかけの概要等について，武見裁判官から，少年審判における少年・保護者に対する教育的働きかけの目的・位置づけ等についてそれぞれ具体例を含め，掘り下げた説明がされた。

説明後，委員から次のような意見等が述べられた。

(○印：委員発言 ◇事務担当者)

- 今の説明を聞くと、家裁調査官、裁判官ともにハードでタフな仕事だと感じるが、静岡家裁が抱えている少年事件の件数について、家裁調査官、裁判官一人あたり、月にして平均何件くらい抱えているのか。
- ◇ 家裁調査官については、大雑把に言って少年の身柄事件は月にして2件前後、在宅事件は10件前後と思われる。事件の質については、最近では重たい事件ばかりきているという印象である。裁判官については、身柄事件は月平均5、6件、在宅事件は審判を開く事件で月に20件くらいである。
- 個々に事件を見ていくと重たい事件があったりすると思うが、家裁調査官、裁判官ともに精神的な負担が大きいということはないか。
- ◇ 裁判官は、審判を開くにあたっては記録を読み込むなどの準備を入念に行い、審判が長時間にわたったときには精神的にも非常に疲れるが、うまくストレスを解消している。家裁調査官は、少年に対する調査の際に、少年から死ねとかうるせえなどと言われることもあり、ストレスが溜まることも多いが、職場内で同僚などに話を聞いてもらうことで救われている。
- 再犯の少年に対する調査は、初犯のときに調査を担当した家裁調査官が担当するのか。
- ◇ 同じ家裁調査官が担当するときもあれば、違う家裁調査官が担当するときもある。
- 家裁調査官の調査は、1件あたりどれくらいの時間がかかるものなのか。
- ◇ 在宅事件であれば、面接を1回行うものがほとんどであり、少年事件の8割から9割は、事件を受理してから3か月程度で終了していると思う。
- 家裁調査官や裁判官が事件を処理する中で、少年に対して恐怖心はないか。
- ◇ 家裁調査官については、少年と面接している中で、殴られるのではない

かと思うことがある。裁判官については、少年審判廷には裁判官席と少年の席の間には大きな机があるので、いきなり殴られるという心配はない。少年院送致をした少年から、少年院送致を言い渡されたときは復讐をしようと思ったが、今は少年院に送ってもらってよかったと思っているということが書かれた手紙をもらったことがある。日常的に少年に対して恐怖心を抱くということはない。

- 親などの身寄りのない少年に対して、特別な配慮をしているのか。
- ◇ 環境調整命令を出して、少年院に入院中に保護観察所の方で少年が帰る先を見付けてもらうようにするなどしている。また、初犯で重い事件ではない場合は、試験観察にするなどの方法もあるが、それには補導委託先などの受入先が必要となる。
- 補導委託先は、ある程度の数が確保されているのか。
- ◇ 静岡では、補導委託先が数か所あるが、収容人員が一杯のときもあり、委託したいときにできないことがある。付添人において、住み込み先を見付けてきてもらうと助かるものである。
- 少年院を慰問したことがあるが、教官から聞いた話では、重大な罪を犯した少年で、少年院に入ってからどこが悪かったのかを考え、勉強を一所懸命して将来大学に行きたいと言っていた少年も、世の中に出て家庭、友人関係が変わっていないとまた同じことになってしまい、ここで学んだことがなかなか活かされないと言っていた。
- 少年達は更生しようという気持ちはあると思うが、更生できないのは、家庭事情に問題があることが多いと思われる。子のために親の方が変わるというケースは多いのか。
- 親もそのときはわかったような態度をとるが、しばらくすると元に戻ってしまうことが多い。少年には、環境に関わらず強い意志を持つように指導しているのだが、環境が変わらないと更生も難しいところである。

- 裁判官も少年院の視察をするのか。
- ◇ 裁判官や家裁調査官も視察している。
- 少年の更生に家庭環境が影響するケースがほとんどと思われるが、家庭環境に全く問題がないケースはどれくらいあるのか。
- ◇ 家庭環境に全く問題がないケースはほとんどない。乳児のときから家庭的な安定した保護がされなかった少年は問題が根深く、そういう少年は、些細なことでつまずいて再犯に至るケースが多い。少年の更生という目的は家裁も親も同じであるから、親自身を否定することなく、親に対しては、うまくいかなければ別の方法を提案して働きかけるようにしている。
- 不良交遊を断絶することは難しいことと思うが、どのようなアプローチをしているのか。
- ◇ 少年に対して悪い友人と付き合うなどと言うと反抗する。共犯関係にあれば、お互いの存在に問題があって犯罪を行っているので、裁判所の中で少年に対してその話をすると、比較的冷静に受け止めている。
- 医学的な着眼点から、教育的な配慮やどのような処遇がよいのかを決めるプロセスとして、経験的なものだけではなく、全体的に見て非行や犯罪がどれくらいの割合であり、それがどのように推移し、両親の経済力、学歴、少年の知的水準、発達障害の有無などがどのように影響しているのか、これらの統計的な数値を集め、それを解析すればどのような処遇をすべきかがわかると思う。このような方法を導入することによって、家裁ではどのようなことをしているか国民も理解しやすいと思われるので、このような分析は必要だと思われるが。
- 非行の原因を正確かつ客観的にとらえて、それに対してどういうことをしたら、どれだけの効果が上がったかということを検証する必要があると思う。そういう意味での一定程度の取り組みは、家裁もしている。

(2) 次回開催日等について

次回のテーマを「少年審判と被害者」とし，次回期日は，6月下旬から7月上旬の間で各委員の都合をうかがって調整することとなった。

以 上